

定例会提出予定案件資料

	ページ
1 令和3(2021)年度補正予算概要……………	1～2
2 令和4(2022)年度予算概要……………	3～14
3 函館市手数料条例の一部を改正する条例の骨子……………	15～23
4 専決処分の報告について(損害賠償の額について)……………	24
5 令和4(2022)年度一般財団法人函館市住宅都市施設公社 事業計画の報告について……………	25

1 令和3（2021）年度補正予算概要

一般会計

[歳入]

(単位：千円)

科目	補正額	説明
(国)土木費補助金	12,585	公営住宅建設費補助金増
土木債	27,100	公営住宅建設事業債増

[歳出]

土木費

(単位：千円)

科目	補正額	説明	特定財源
建築行政費	9,480	建築行政推進費増 22,000 大規模盛土造成地滑動崩落 予測調査費増 22,000 空家等対策推進費減 △ 12,520 空家等除却支援補助金減 △ 4,268 空家等改修支援補助金皆減 △ 6,000 ヤングファミリー 住まいりんぐ支援補助金減 △ 2,252	(国) 大規模盛土造成地滑動崩落予測調査費補助金 11,000 (国) 空家再生等推進費補助金 △ 5,134 (国) ヤングファミリー住まいりんぐ支援補助金 △ 1,299
都市計画総務費	△ 2,000	都市景観形成推進費減 △ 2,000 景観形成住宅等建築奨励金皆減 △ 2,000	(国) 都市景観形成費補助金 △ 900
市街地再開発事業費	△ 112,000	函館駅前東地区 市街地再開発事業費減 △ 112,200 市街地再開発事業費補助金減 △ 112,200	(国) 市街地再開発事業費補助金 △ 56,100 (地方債) 市街地再開発事業債 △ 91,600 (地方債) 過疎地域持続的発展特別事業債 35,500

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	特 定 財 源
住 宅 管 理 費	△ 1,240	高齢者向け優良賃貸住宅 家賃対策補助金減 △ 1,240	(国) 公営住宅家賃 対策補助金 △ 620
西 部 地 区 歴 史 的 町 並 み 保 全 事 業 費	△ 1,055	景観形成指定建築物等 保全事業補助金減 △ 1,055	(国) 都市景観形成 費補助金 △ 351

[繰越明許費]

(追 加)

款	項	事 業 名	金 額
8 土 木 費	1 土木管理費	大規模盛土造成地滑動崩落予測調査事業	千円 22,000

2 令和4（2022）年度予算概要

一般会計

[歳 出]

総務費

(単位：千円)

科 目	予 算 額	説 明	特 定 財 源
企 画 費	308	市民協働推進費 市民協働モデル事業補助金 歴史的建造物を活かし地域の魅力を生かす 伝統的建築技術継承人材育成事業補助金	

土木費

(単位：千円)

科 目	予 算 額	説 明	特 定 財 源
建 築 行 政 費	70,883	建築行政推進費 8,601 指定道路台帳システム割賦購入費 4,195 (備荒資金組合分) 建築確認支援システム経費 2,005 宅地開発指導事務費 139 その他諸経費 2,262 公共建築物等設計監理経費 17,215 公共建築物等維持補修 設計監理業務委託料 15,157 建築積算システム経費 448 その他諸経費 1,610 空家等対策推進費 25,655 空家等除却支援補助金 6,000 空家等改修支援補助金 4,000 ヤングファミリー 住まいりんぐ支援補助金 14,638 その他諸経費 1,017 補助金 15,485 住生活環境向上事業補助金 3,425 木造住宅耐震化支援事業補助金 60 住宅リフォーム補助金 12,000	(国) 空き家対策総合支援事業費補助金 5,000 (国) ヤングファミリー住まいりんぐ支援補助金 6,587 (国) 住宅・建築物安全対策支援事業費補助金 15 (国) 住宅リフォーム補助金 5,320 (国) 統計調査委託金 89

(単位：千円)

科 目	予 算 額	説 明	特 定 財 源	
		定住促進マイホーム資金貸付金	1,056	(道) 住宅・建築物 安全対策支援事 業費補助金
		いきいき住まい改良資金貸付金	2,871	230
				(その他) 貸付元金 収入
				3,927
				(その他) 空家等緊 急時管理行為費 用収入
				660
都市計画総務費	371,393	都市計画調査費	2,551	(国) 都市構造再編 集中支援事業費 補助金
		立地適正化計画推進費	54,649	補助金
		歩行空間再構築事業費	26,604	21,500
		市道東雲広路 測量調査1式		
		臨港道路東雲広路 測量調査1式		(国) 公営住宅建設 費補助金
		市道公園通2号 測量調査1式		
		歩行者回遊性向上		138,226
		社会実験関係経費	2,045	
		店舗機能向上改修費補助金	2,000	(国) 都市景観形成 費補助金
		住宅建築取得費補助金	24,000	900
		西部地区再整備事業費	305,673	
		既存ストック活性化		(道) 土地取引届出 等事務費補助金
		プロジェクト関係経費	304,858	
		その他諸経費	815	124
		都市景観形成推進費	2,720	(地方債) 立地適正 化計画推進事業 債
		景観啓発活動経費	500	
		景観アドバイス関係経費	90	
		景観形成住宅等建築奨励金	2,000	7,500
		屋外広告物許可事務等関係経費	130	
		土地区画整理事業促進費	139	(地方債) 公共施設 等解体事業債
				155,100
		建物等維持管理所要経費	5,661	

(単位：千円)

科 目	予 算 額	説 明	特 定 財 源
			(その他) 公園使用料 85
			(その他) 屋外広告物手数料 6,747
			(その他) 土地貸付収入 261
			(その他) 建物貸付収入 613
			(その他) 歩行空間再構築事業費負担金 3,585
			(その他) その他の雑入 70
市街地再開発事業費	320,400	函館駅前東地区市街地再開発事業費 320,400 市街地再開発事業費補助金	(国) 市街地再開発事業費補助金 124,700 (地方債) 市街地再開発事業債 195,700
住宅管理費	888,803	市営住宅等管理費 340,000 火災保険料 5,662 土地賃借料 12,182 借上市営住宅関係経費 287,709 その他諸経費 34,447 市営住宅等管理委託料 471,481 (債務負担行為分)	(国) 公営住宅家賃対策補助金 46,073 (国) 公営住宅改善費補助金 23,903

(単位：千円)

科 目	予 算 額	説 明	特 定 財 源
		市営住宅居住性向上改善事業費 湯川団地34号棟、59号棟 松川改良団地 (別添資料参照 9～10ページ)	(国) 住宅マスター プラン策定経費 補助金 1,549
		市営住宅給水設備改修事業費 花園団地6号棟 (別添資料参照 11ページ)	(国) 公営住宅等長 寿命化計画策定 経費補助金 1,747
		市営住宅防災警報器更新事業費 湯浜団地、湯浜改良団地 (別添資料参照 12ページ)	(地方債) 公営住宅 建設事業債 28,800
		住宅マスタープラン策定経費 (債務負担行為分 3,443、その他)	(その他) 市営住宅 使用料
		公営住宅等長寿命化計画策定経費 (債務負担行為分)	753,614
		高齢者向け優良賃貸住宅 家賃対策補助金	(その他) 市営住宅 駐車場使用料 28,626
			(その他) 特定公共 賃貸住宅使用料 43,337
			(その他) 特定公共 賃貸住宅駐車場 使用料 2,184
			(その他) サービス 付き高齢者向け 住宅事業登録手 数料 622

(単位：千円)

科 目	予 算 額	説 明	特 定 財 源
			(その他) 土地貸付 収入 1,409 (その他) その他の 雑入 468
住 宅 建 設 費	969,490	公営住宅建設費 969,490 大川団地(公営住宅移転建替) 969,490 2号棟 33戸 759,504 継続年度 令和3～4年度 3号棟 62戸 176,095 継続年度 令和4～5年度 4号棟 42戸 27,900 移転費、その他 5,991 (別添資料参照 13ページ)	(国) 公営住宅建設 費補助金 426,371 (地方債) 公営住宅 建設事業債 433,400
西 部 地 区 歴 史 的 町 並 み 保 全 事 業 費	34,012	歴史的建造物保全・活用推進事業費 34,012 歴史的建造物保全調査事業費 3,531 景観形成指定建築物等 保全事業補助金 16,824 伝統的建造物群保存地区保存事業費 6,947 指定建造物等取得資金利子補給費 210 (債務負担行為分) 指定建造物等活用支援事業補助金 6,500	(国) 都市景観形成 費補助金 12,189
排 水 路 整 備 費	16,000	排水路整備事業費 16,000 (別添資料参照 14ページ)	(地方債) 排水路整 備事業債 16,000

[継続費]

(単位：千円)

款	項	事業名	年度	年割額
8 土木費	5 住宅費	大川団地 公営住宅建設事業 (3号棟62戸)	令和4(2022)年度	176,095
			令和5(2023)年度	1,429,787

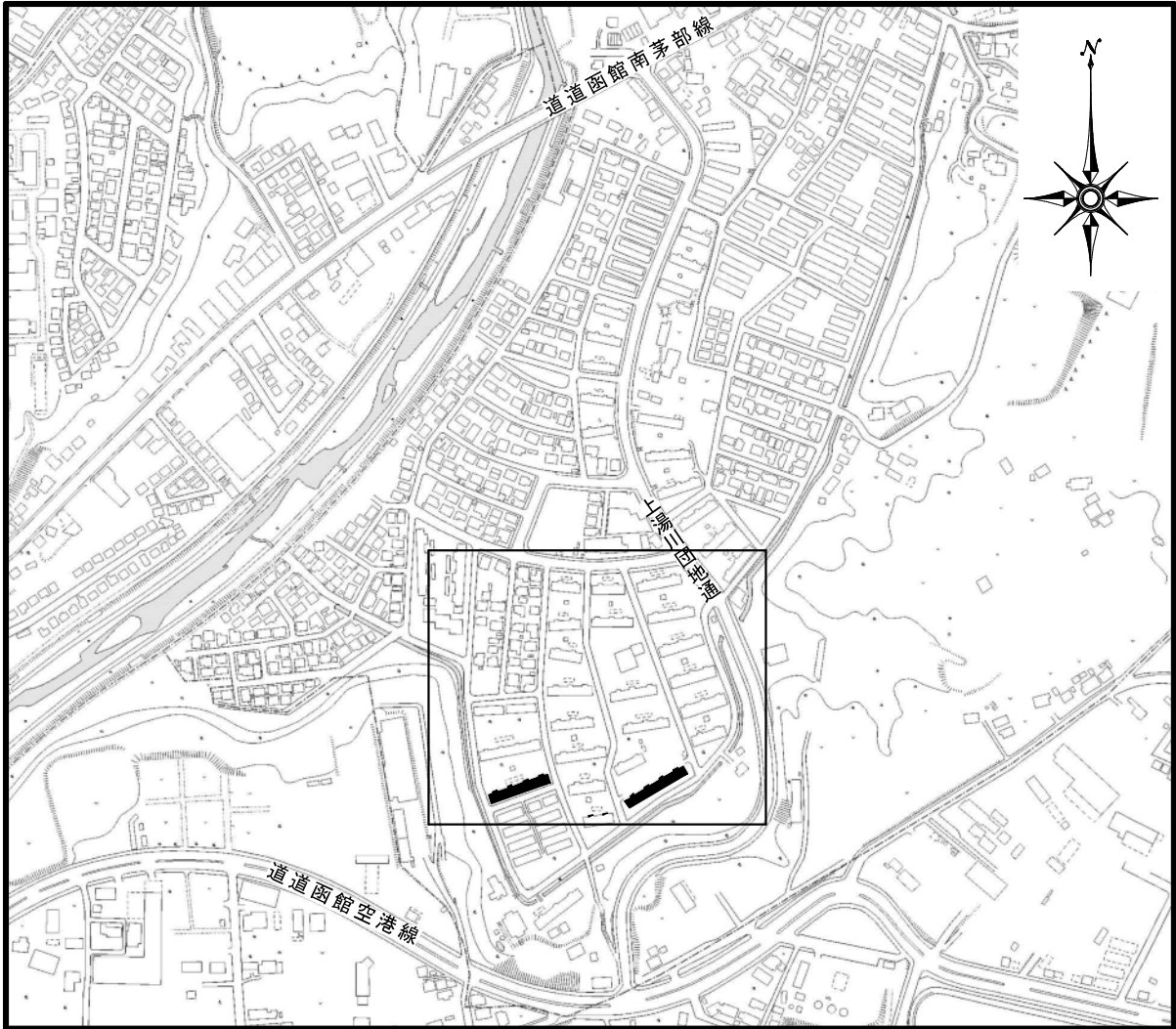
[債務負担行為]

(単位：千円)

事項	期間	限度額
函館市西部地区指定建造物等 取得資金利子補給費	令和4(2022)年度から 令和20(2038)年度まで	指定建造物等を取得する者が金融 機関から融資を受けた30,000千円 についての利子のうち661千円

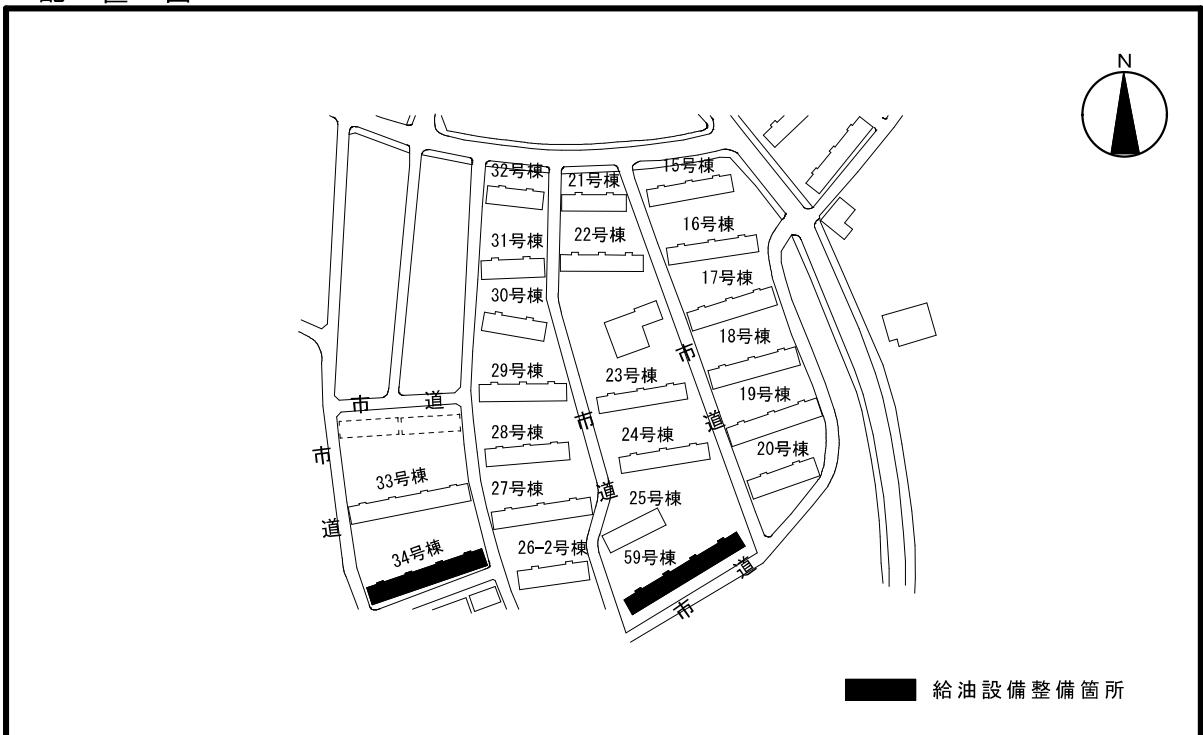
市営住宅湯川団地

位置図



令和4年度給油設備整備

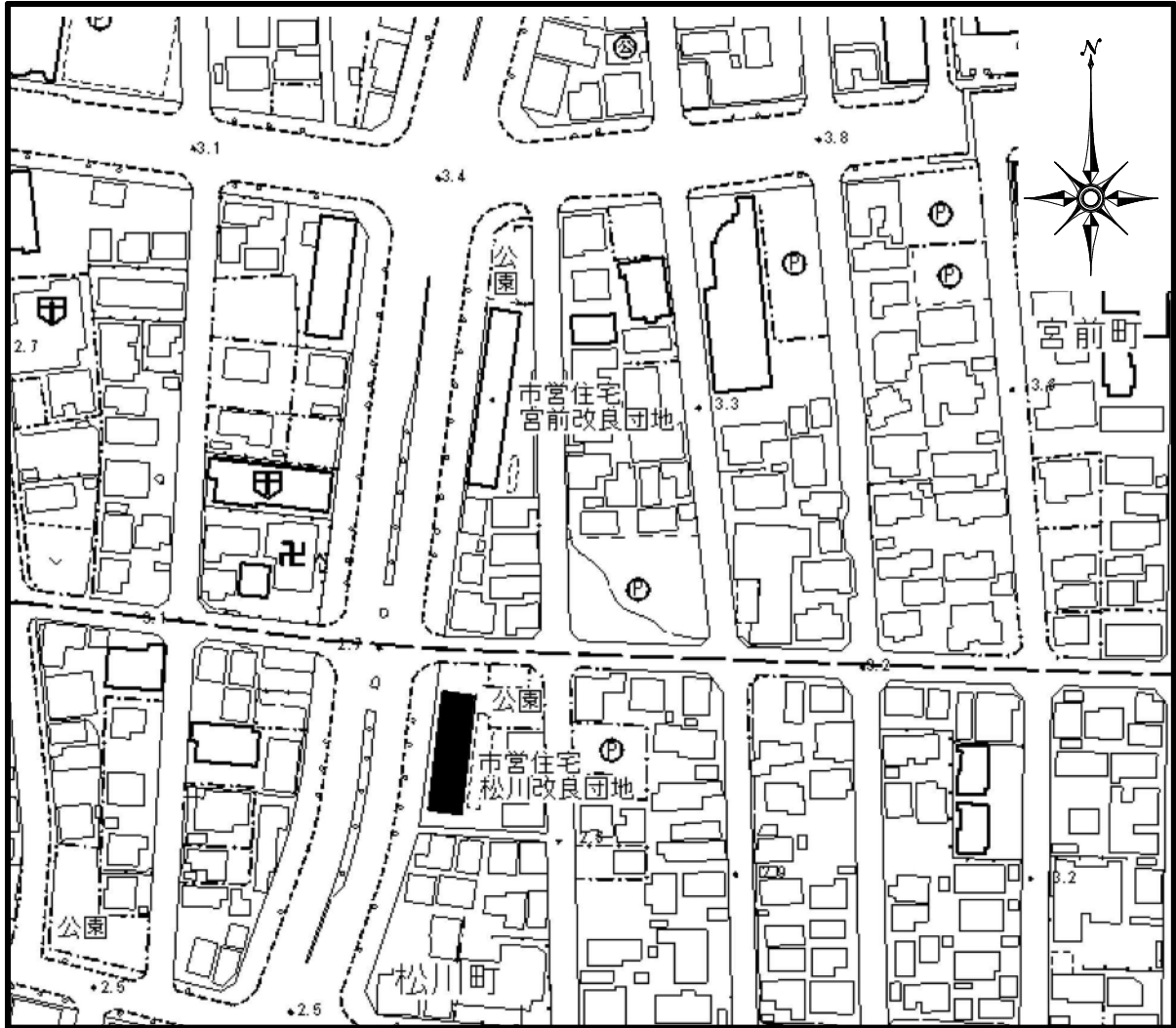
配置図



給油設備整備箇所

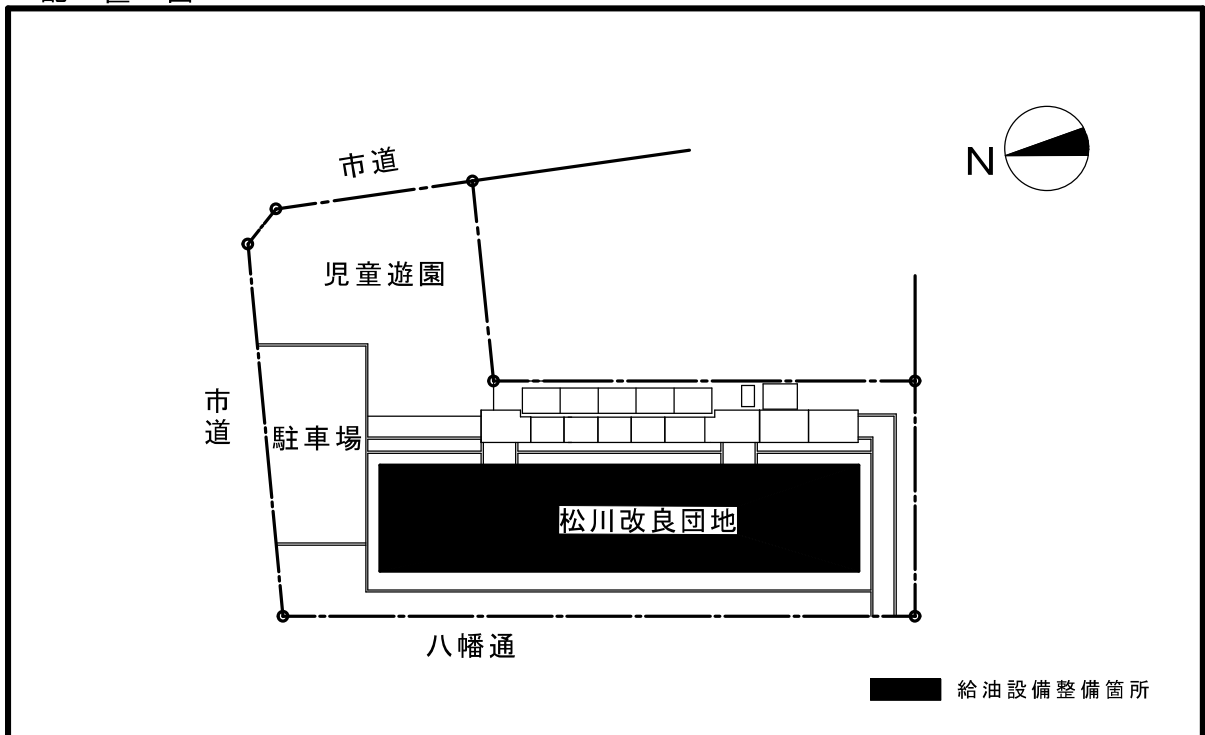
市営住宅松川改良団地

位置図



令和4年度給油設備整備

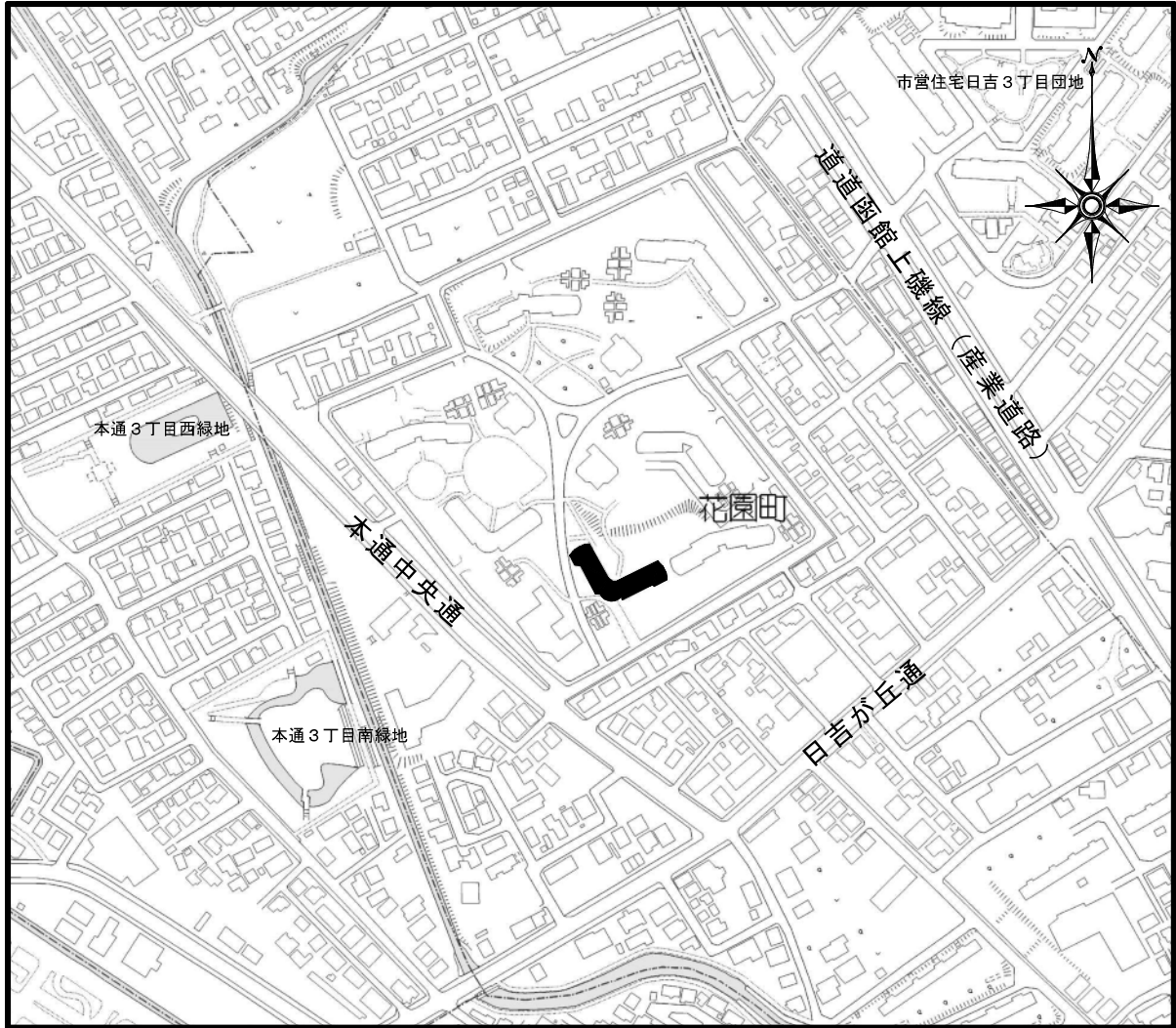
配置図



給油設備整備箇所

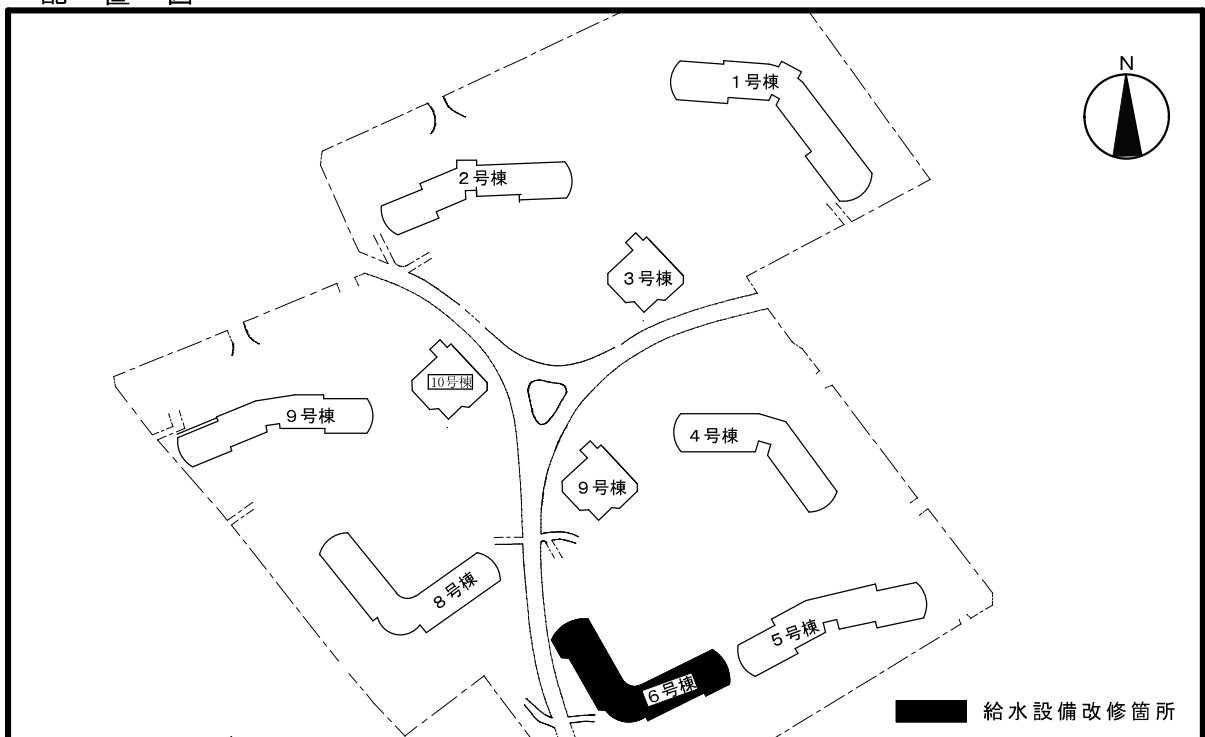
市営住宅花園団地

位置図



令和4年度給水設備改修

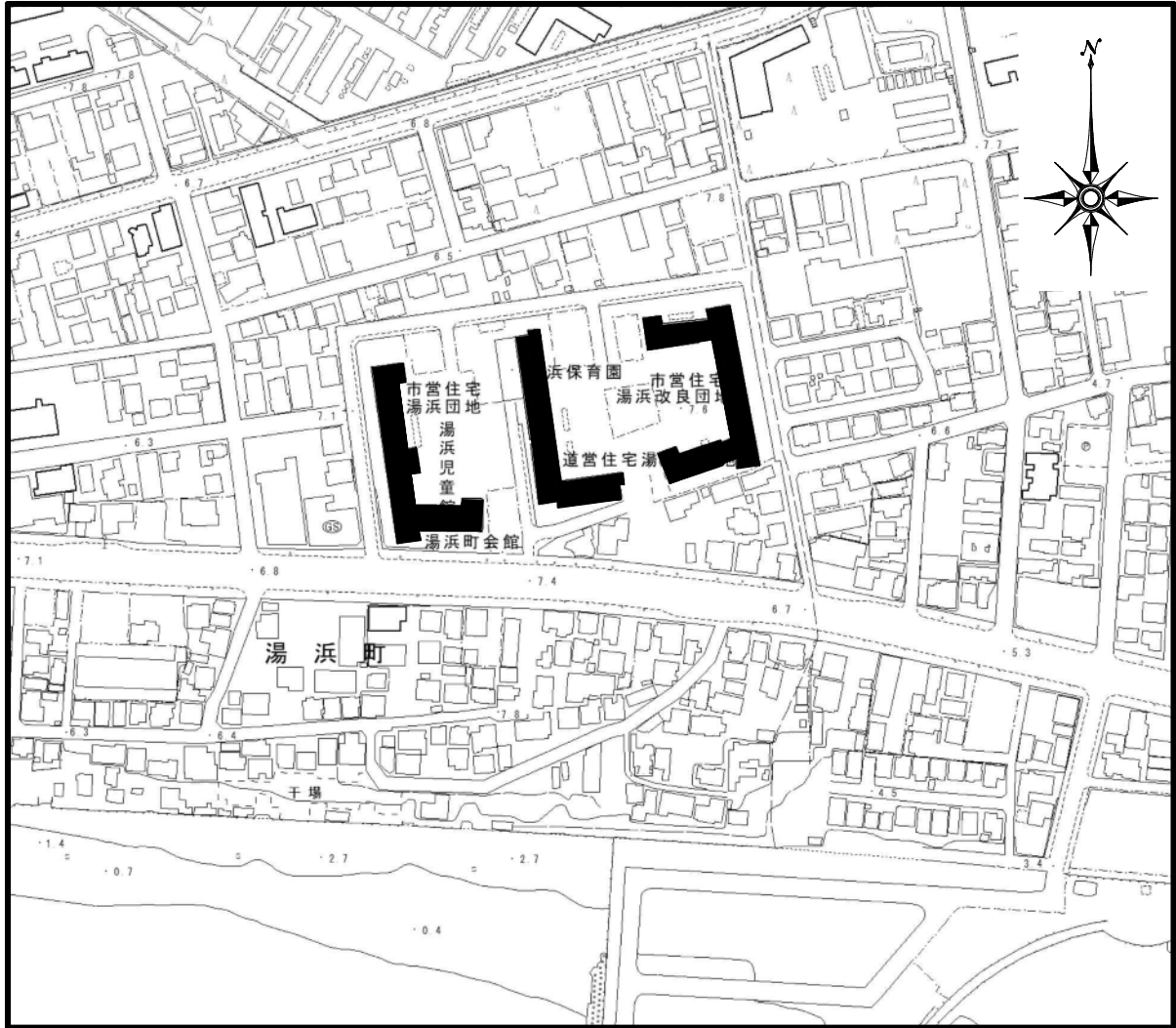
配置図



給水設備改修箇所

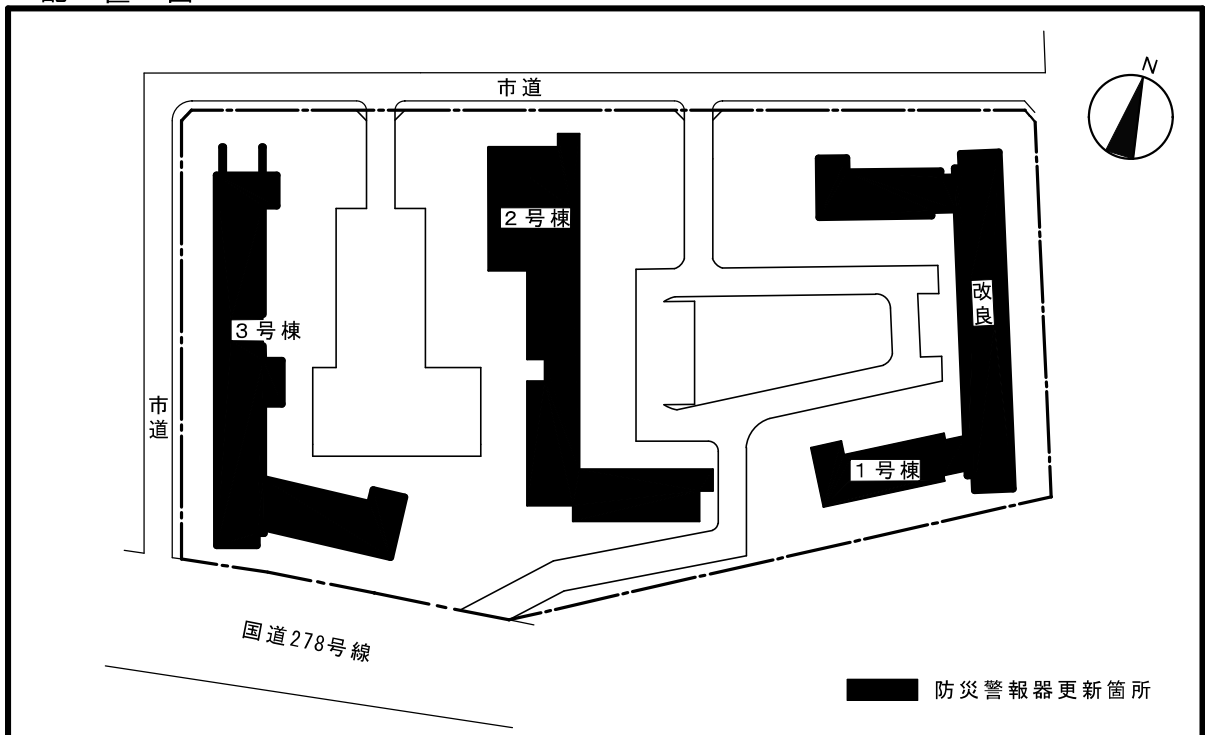
市営住宅湯浜団地・湯浜改良団地

位置図



令和4年度防災警報器更新箇所

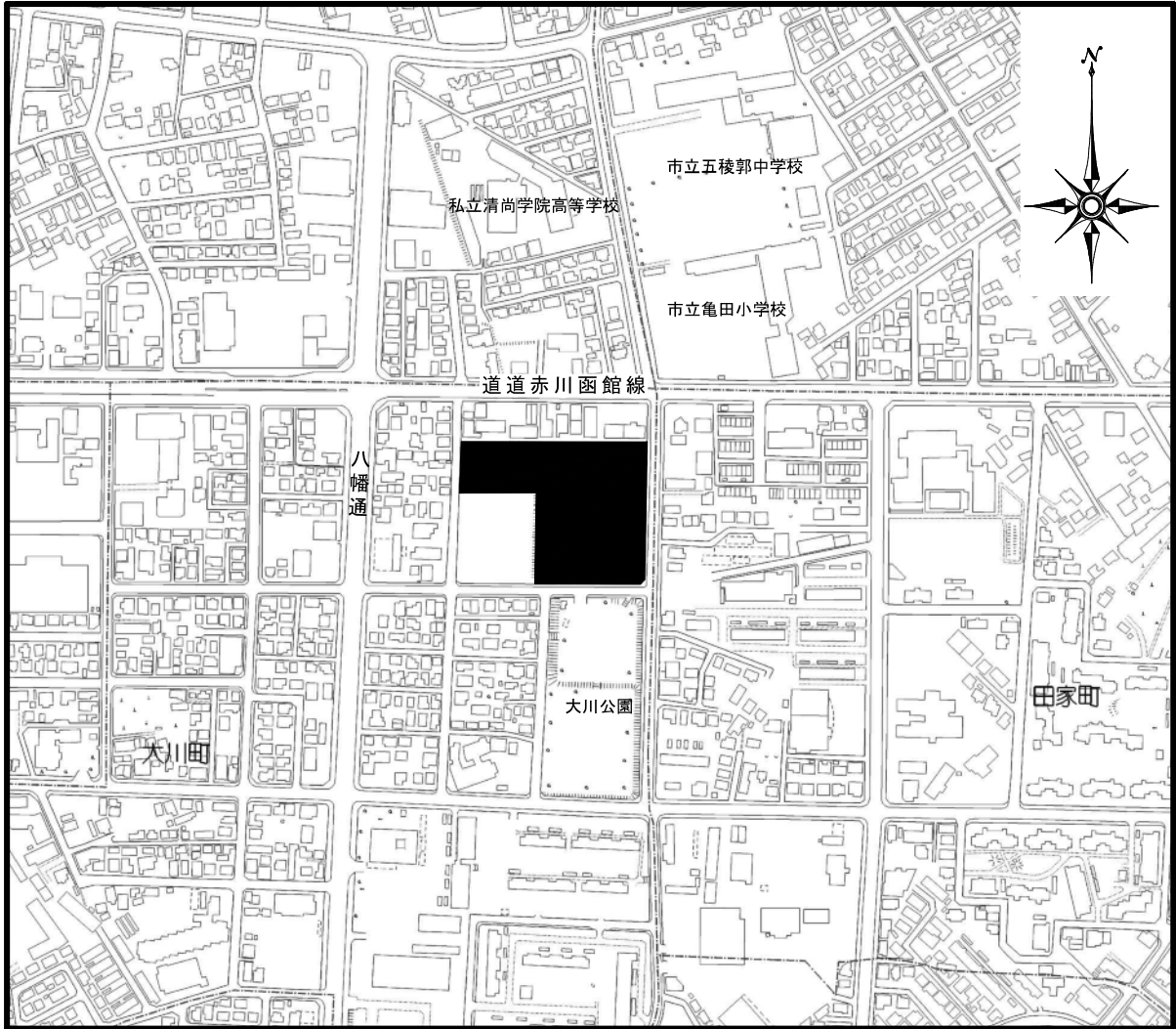
配置図



防災警報器更新箇所

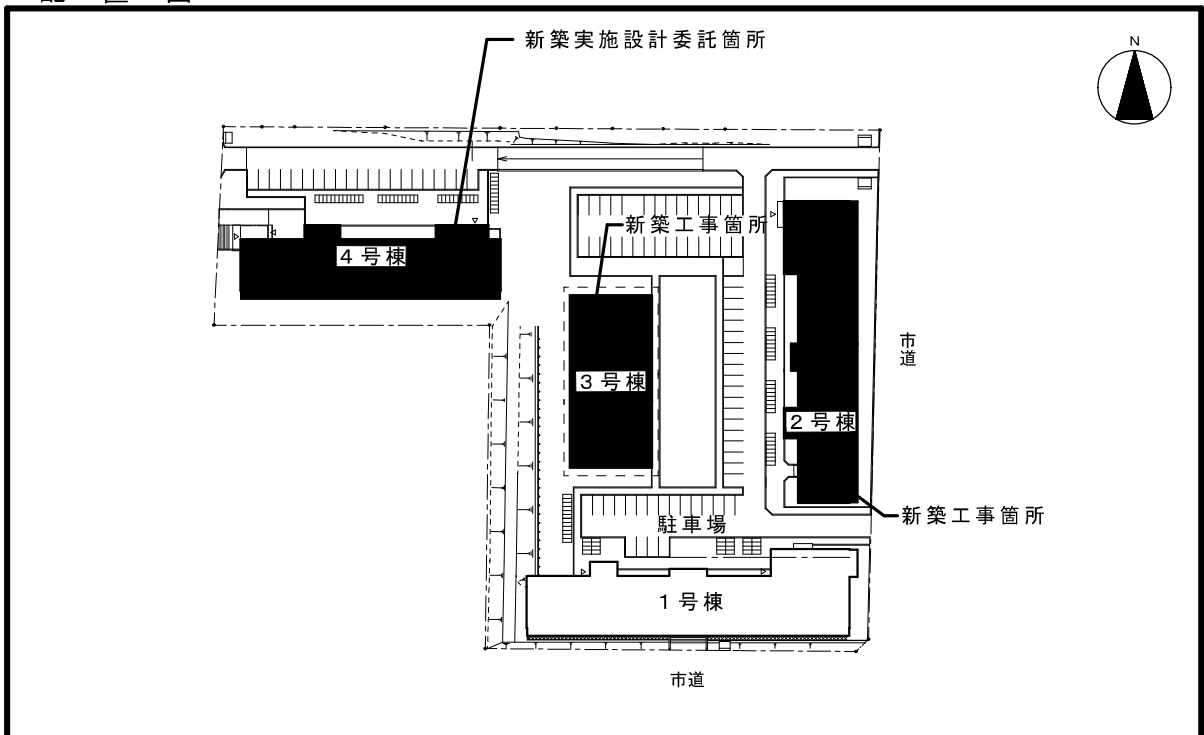
市営住宅大川団地

位置図



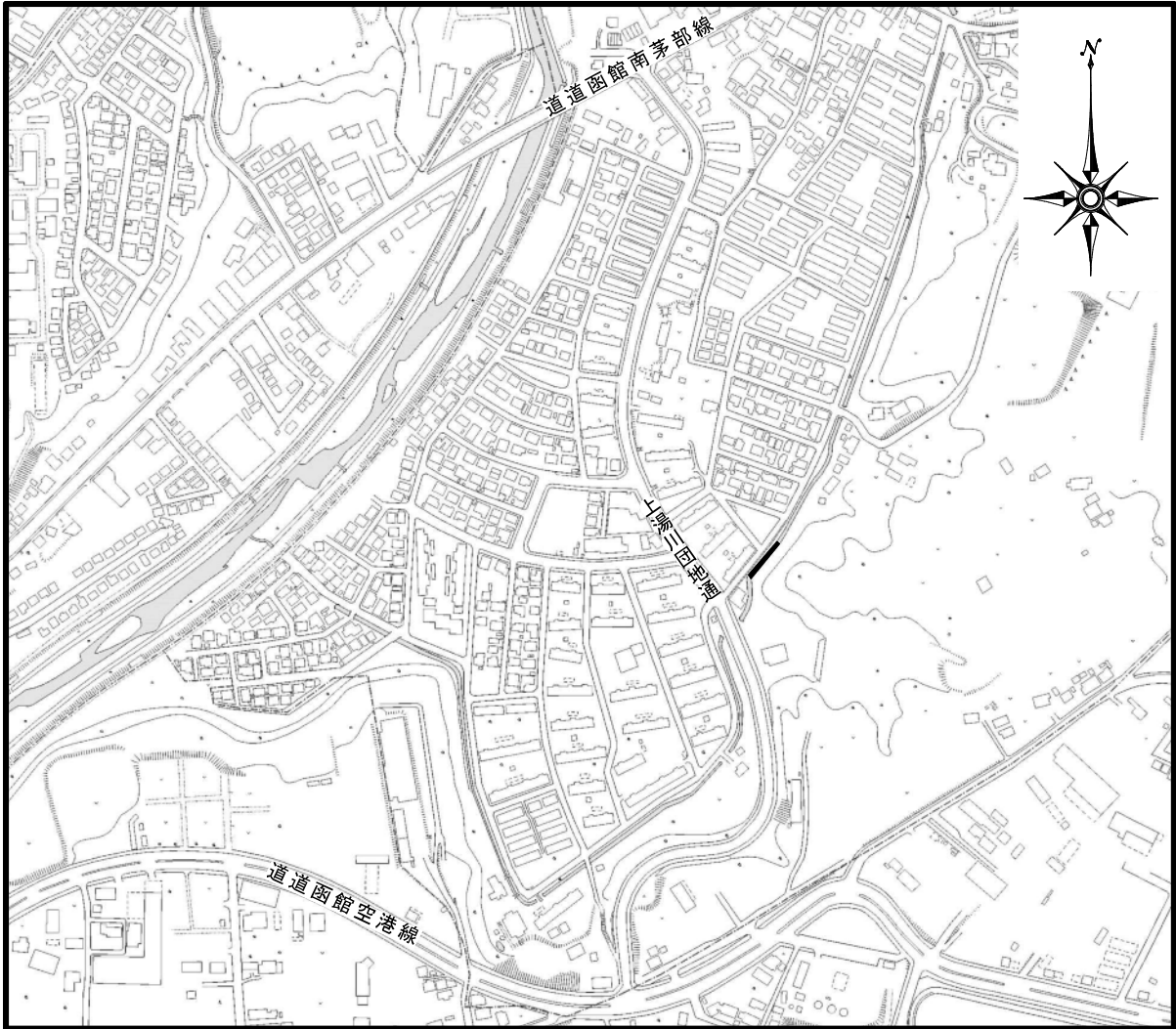
令和4年度新築工事等

配置図



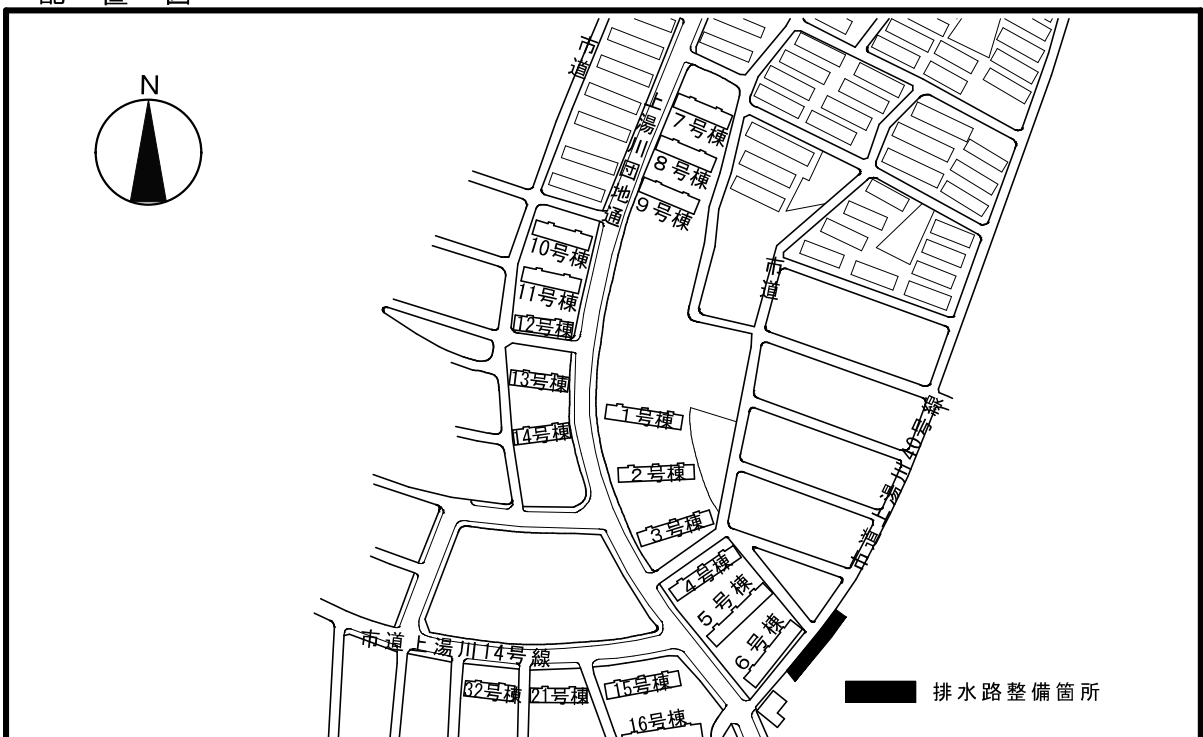
市営住宅湯川団地

位置図



令和4年度排水路整備箇所

配置図



排水路整備箇所

3 函館市手数料条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に伴い、長期優良住宅建築等計画の認定に関する事務について、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた住宅であるかどうかに関して登録住宅性能評価機関が行う確認に関する規定を整備し、ならびに区分所有住宅の分譲事業者の申請に係る認定等および住宅の容積率に関する特例の許可に係る手数料を定めるため。

(2) 改正内容（別紙「新旧対照表」参照）

ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律の改正により、登録住宅性能評価機関が行う確認に関する規定が定められたことに伴い、長期優良住宅建築等計画の認定に関する事務の手数料の区分および規定の内容を整備する。

イ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の改正により、住棟単位での認定類型の規定が整備されたことに伴い、区分所有住宅の分譲事業者の申請に係る認定の単位の規定および金額の規定を整備する。

ウ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の改正により、容積率に関する特例の許可に関する事務が追加されたことに伴い、必要となる手数料を定める。

(3) 施行期日

公布の日から起算して10日を経過した日から施行する。

函館市手数料条例 新旧対照表

現 行				改 正 案				
別表第11（第2条関係）				別表第11（第2条関係）				
区分	単位	金額		区分	単位	金額		
1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下この表において「法」という。）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定（以下この表において「計画認定」という。）（法第6条第2項の規定による申出がない場合に限る。）	計画認定に係る工事種別が新築の場合	1戸につき	次に掲げる認定の申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査新築手数料基礎額」という。）を当該申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定の申請の総数で除して得た額 ア 1戸 46,000円 イ 2戸以上5戸以内 106,000円 ウ 6戸以上10戸以内 169,000円 エ 11戸以上30戸以内 332,000円 オ 31戸以上50戸以内 592,000円 カ 51戸以上100戸以内 1,010,000円 キ 101戸以上200戸以内 1,870,000円 ク 201戸以上300戸以内 2,670,000円 ケ 301戸以上 3,270,000円	(1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下この表において「法」という。）第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定（以下この表において「計画認定」という。）（法第6条第2項の規定による申出がない場合に限る。）	1戸（法第5条第4項の規定による認定の申請にあっては、申請1件につき	次に掲げる認定の申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査新築手数料基礎額」という。）を当該申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定の申請の総数で除して得た額 ア 1戸 46,000円 イ 2戸以上5戸以内 106,000円 ウ 6戸以上10戸以内 169,000円 エ 11戸以上30戸以内 332,000円 オ 31戸以上50戸以内 592,000円 カ 51戸以上100戸以内 1,010,000円 キ 101戸以上200戸以内 1,870,000円 ク 201戸以上300戸以内 2,670,000円 ケ 301戸以上 3,270,000円	次に掲げる認定の申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査新築手数料基礎額」という。）を当該申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定の申請の総数で除して得た額（法第5条第4項の規定による認定の申請にあっては、評価機関未審査新築手数料基礎額） ア 1戸 46,000円 イ 2戸以上5戸以内 106,000円 ウ 6戸以上10戸以内 169,000円 エ 11戸以上30戸以内 332,000円 オ 31戸以上50戸以内 592,000円 カ 51戸以上100戸以内 1,010,000円 キ 101戸以上200戸以内 1,870,000円 ク 201戸以上300戸以内 2,670,000円 ケ 301戸以上 3,270,000円	
		1戸につき	次に掲げる認定の申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査増改築手数料基礎額」という。）を当該申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定の申請の総数で除して得た額 ア 1戸 65,000円 イ 2戸以上5戸以内 149,000円 ウ 6戸以上10戸以内 237,000円 エ 11戸以上30戸以内 467,000円 オ 31戸以上50戸以内 833,000円 カ 51戸以上100戸以内 1,420,000円 キ 101戸以上200戸以内 2,630,000円 ク 201戸以上300戸以内 3,760,000円 ケ 301戸以上 4,610,000円			1戸（法第5条第5項の規定による認定の申請にあっては、申請1件につき		次に掲げる認定の申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査増改築手数料基礎額」という。）を当該申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定の申請の総数で除して得た額（法第5条第4項または第5項の規定による認定の申請にあっては、評価機関未審査増改築手数料基礎額） ア 1戸 65,000円 イ 2戸以上5戸以内 149,000円 ウ 6戸以上10戸以内 237,000円 エ 11戸以上30戸以内 467,000円 オ 31戸以上50戸以内 833,000円 カ 51戸以上100戸以内 1,420,000円 キ 101戸以上200戸以内 2,630,000円 ク 201戸以上300戸以内 3,760,000円 ケ 301戸以上 4,610,000円
		1戸につき	次に掲げる認定の申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「住宅性能評価済手数料基礎額」という。）を当該申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定の申請の総数で除して得た額 ア 1戸 16,000円 イ 2戸以上5戸以内 53,000円 ウ 6戸以上10戸以内 84,000円 エ 11戸以上30戸以内 157,000円 オ 31戸以上50戸以内 267,000円 カ 51戸以上100戸以内 409,000円 キ 101戸以上200戸以内 742,000円 ク 201戸以上300戸以内 1,010,000円 ケ 301戸以上 1,220,000円			(削る)		
(2) 住宅性能評価を受けたもので評価機関審査を受けていないもの	計画認定に係る工事種別が新築の場合	1戸につき	次に掲げる認定の申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済新築手数料基礎額」という。）を当該申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定の申請の総数で除して得た額 ア 1戸 16,000円 イ 2戸以上5戸以内 53,000円 ウ 6戸以上10戸以内 84,000円 エ 11戸以上30戸以内 157,000円 オ 31戸以上50戸以内 267,000円 カ 51戸以上100戸以内 409,000円 キ 101戸以上200戸以内 742,000円 ク 201戸以上300戸以内 1,010,000円 ケ 301戸以上 1,220,000円	(2) 長期使用構造等確認を受けたもの	計画認定に係る工事種別が新築の場合	1戸（法第5条第4項の規定による認定の申請にあっては、申請1件につき	次に掲げる認定の申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関確認済新築手数料基礎額」という。）を当該申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定の申請の総数で除して得た額（法第5条第4項の規定による認定の申請にあっては、評価機関確認済新築手数料基礎額） ア 1戸 16,000円 イ 2戸以上5戸以内 53,000円 ウ 6戸以上10戸以内 84,000円 エ 11戸以上30戸以内 157,000円 オ 31戸以上50戸以内 267,000円 カ 51戸以上100戸以内 409,000円 キ 101戸以上200戸以内 742,000円 ク 201戸以上300戸以内 1,010,000円 ケ 301戸以上 1,220,000円	
(3) 評価機関審査を受けたもの	計画認定に係る工事種別が新築の場合	1戸につき	次に掲げる認定の申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済新築手数料基礎額」という。）を当該申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定の申請の総数で除して得た額 ア 1戸 16,000円 イ 2戸以上5戸以内 53,000円 ウ 6戸以上10戸以内 84,000円 エ 11戸以上30戸以内 157,000円 オ 31戸以上50戸以内 267,000円 カ 51戸以上100戸以内 409,000円 キ 101戸以上200戸以内 742,000円 ク 201戸以上300戸以内 1,010,000円 ケ 301戸以上 1,220,000円					

		別が 新築の 場合		該申請と同時に 行われた同一の 住宅に係る認定 の申請の総数で 除して得た額 ア 1戸 14,000円 イ 2戸以上5戸 以内 24,000円 ウ 6戸以上10戸 以内 39,000円 エ 11戸以上30戸 以内 64,000円 オ 31戸以上50戸 以内 101,000円 カ 51戸以上100戸 以内 153,000円 キ 101戸以上200戸 以内 257,000円 ク 201戸以上300戸 以内 325,000円 ケ 301戸以上 369,000円
		計画 認定に 係る工 事種別 が増築 または 改築の 場合	1戸 につき	次に掲げる認定の申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「 <u>評価機関審査増改築手数料基礎額</u> 」という。）を当該申請および当該申請と同時に 行われた同一の住宅に係る認定の申請の総数で除して得た額 ア 1戸 19,000円 イ 2戸以上5戸以内 34,000円 ウ 6戸以上10戸以内 54,000円 エ 11戸以上30戸以内 90,000円 オ 31戸以上50戸以内 142,000円 カ 51戸以上100戸以内 215,000円 キ 101戸以上200戸以内 362,000円 ク 201戸以上300戸以内 457,000円 ケ 301戸以上 519,000円
2 計画 認定 （法第 6条第 2項の 規定に よる申 出があ る場合 に限る。）	(1) <u>住宅性能評価および評価機関審査を受けていないもの</u>	計画 認定に 係る工 事種別 が新築 の場合	1戸 につき	認定の申請に係る住戸の属する1棟の住宅について函館市建築基準条例第60条の12第1項および第2項の規定により確認の申請1件につき納付すべき手数料として算定される額に相当する額（当該認定の申請に係る計画に、同条第1項に規定する昇降機に係る部分が含まれている場合においては、当該昇降機1基につき同項の規定により算定される加算額に相当する額を加算した額）（以下この表において「 <u>確認申請手数料相当額</u> 」という。）と <u>評価機関未審査新築手数料基礎額</u> とを合算した額を当該申請および当該申請と同時に 行われた同一の住宅に係る認定の申請の総数で除して得た額
		計画 認定に 係る工 事種別 が増築 または 改築の 場合	1戸 につき	認定の申請に係る住戸の属する1棟の住宅について確認申請手数料相当額と <u>評価機関未審査増改築手数料基礎額</u> とを合算した額を当該申請および当該申請と同時に 行われた同一の住宅に係る認定の申請の総数で除して得た額

		別が 新築の 場合		該申請と同時に 行われた同一の 住宅に係る認定 の申請の総数で 除して得た額 （法第5条第4項 の規定に よる認定の申 請にあつては、 <u>評価機関確認 済新築手数料基 礎額</u> ） ア 1戸 14,000円 イ 2戸以上5戸 以内 24,000円 ウ 6戸以上10戸 以内 39,000円 エ 11戸以上30戸 以内 64,000円 オ 31戸以上50戸 以内 101,000円 カ 51戸以上100戸 以内 153,000円 キ 101戸以上200戸 以内 257,000円 ク 201戸以上300戸 以内 325,000円 ケ 301戸以上 369,000円
		計画 認定に 係る工 事種別 が増築 または 改築の 場合	1戸 につき	次に掲げる認定の申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「 <u>評価機関確認済増改築手数料基礎額</u> 」という。）を当該申請および当該申請と同時に 行われた同一の住宅に係る認定の申請の総数で除して得た額（法第5条第4項または第5項の規定による認定の申請にあつては、 <u>評価機関確認済増改築手数料基礎額</u> ） ア 1戸 19,000円 イ 2戸以上5戸以内 34,000円 ウ 6戸以上10戸以内 54,000円 エ 11戸以上30戸以内 90,000円 オ 31戸以上50戸以内 142,000円 カ 51戸以上100戸以内 215,000円 キ 101戸以上200戸以内 362,000円 ク 201戸以上300戸以内 457,000円 ケ 301戸以上 519,000円
2 計画 認定 （法第 6条第 2項の 規定に よる申 出があ る場合 に限る。）	(1) <u>長期使用構造等確認を受けていないもの</u>	計画 認定に 係る工 事種別 が新築 の場合	1戸 につき	認定の申請に係る住戸の属する1棟の住宅について函館市建築基準条例第60条の12第1項および第2項の規定により確認の申請1件につき納付すべき手数料として算定される額に相当する額（当該認定の申請に係る計画に、同条第1項に規定する昇降機に係る部分が含まれている場合においては、当該昇降機1基につき同項の規定により算定される加算額に相当する額を加算した額）（以下この表において「 <u>確認申請手数料相当額</u> 」という。）と <u>評価機関未確認新築手数料基礎額</u> とを合算した額を当該申請および当該申請と同時に 行われた同一の住宅に係る認定の申請の総数で除して得た額（法第5条第4項の規定による認定の申請にあつては、当該合算した額）
		計画 認定に 係る工 事種別 が増築 または 改築の 場合	1戸 につき	認定の申請に係る住戸の属する1棟の住宅について確認申請手数料相当額と <u>評価機関未確認増改築手数料基礎額</u> とを合算した額を当該申請および当該申請と同時に 行われた同一の住宅に係る認定の申請の総数で除して得た額（法第5条第4項または第5項の規定による認定の申請にあつては、当該合算した額）

	(2) 住宅性能評価を受けたもので評価機関審査を受けていないもの	計画認定に係る工事種別が新築の場合	1戸につき	認定の申請に係る住戸の属する1棟の住宅について確認申請手数料相当額と住宅性能評価済手数料基礎額とを合算した額を当該申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定の申請の総数で除して得た額
	(3) 評価機関審査を受けたもの	計画認定に係る工事種別が新築の場合	1戸につき	認定の申請に係る住戸の属する1棟の住宅について確認申請手数料相当額と評価機関審査済新築手数料基礎額とを合算した額を当該申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定の申請の総数で除して得た額
		計画認定に係る工事種別が増築または改築の場合	1戸につき	認定の申請に係る住戸の属する1棟の住宅について確認申請手数料相当額と評価機関審査済増改築手数料基礎額とを合算した額を当該申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定の申請の総数で除して得た額
3 法第8条第1項の規定に基づく認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定（以下この表において「計画変更認定」という。）	(1) 住宅性能評価および評価機関審査を受けていないもの（法第2条第4項に規定する長期使用構造等（以下この表において「長期使用構造等」という。）の変更があるものに限る。）	計画認定に係る工事種別が新築の場合	1戸につき	次に掲げる変更の認定の申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査新築変更手数料基礎額」という。）を当該申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更の認定の申請の総数で除して得た額 ア 1戸 26,000円 イ 2戸以上5戸以内 59,000円 ウ 6戸以上10戸以内 95,000円 エ 11戸以上30戸以内 182,000円 オ 31戸以上50戸以内 325,000円 カ 51戸以上100戸以内 556,000円 キ 101戸以上200戸以内 1,010,000円 ク 201戸以上300戸以内 1,430,000円 ケ 301戸以上 1,740,000円

			1件につき	
	(削る)			
	(2) 長期使用構造等確認を受けたもの	計画認定に係る工事種別が新築の場合	1戸（法第5条第4項の規定による認定の申請にあつては、申請1件）につき	認定の申請に係る住戸の属する1棟の住宅について確認申請手数料相当額と評価機関確認済新築手数料基礎額とを合算した額を当該申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定の申請の総数で除して得た額（法第5条第4項の規定による認定の申請にあつては、当該合算した額）
		計画認定に係る工事種別が増築または改築の場合	1戸（法第5条第4項または第5項の規定による認定の申請にあつては、申請1件）につき	認定の申請に係る住戸の属する1棟の住宅について確認申請手数料相当額と評価機関確認済増改築手数料基礎額とを合算した額を当該申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定の申請の総数で除して得た額（法第5条第4項または第5項の規定による認定の申請にあつては、当該合算した額）
3 法第8条第1項の規定に基づく認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定（以下この表において「計画変更認定」という。）	(1) 長期使用構造等確認を受けていないもの（法第2条第4項に規定する長期使用構造等の変更があるものに限る。）	計画認定に係る工事種別が新築の場合	1戸（法第8条第2項において準用する法第5条第4項の規定による変更の認定の申請にあつては、評価機関未確認新築変更手数料基礎額）	次に掲げる変更の認定の申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未確認新築変更手数料基礎額」という。）を当該申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更の認定の申請の総数で除して得た額（法第8条第2項において準用する法第5条第4項の規定による変更の認定の申請にあつては、評価機関未確認新築変更手数料基礎額） ア 1戸 26,000円 イ 2戸以上5戸以内 59,000円 ウ 6戸以上10戸以内 95,000円 エ 11戸以上30戸以内 182,000円 オ 31戸以上50戸以内 325,000円 カ 51戸以上100戸以内 556,000円 キ 101戸以上200戸以内 1,010,000円 ク 201戸以上300戸以内

(法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出がない場合)	計画認定に係る工事種別が増築または改築の場合	1戸につき 次に掲げる変更の認定の申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額(以下この表において「 <u>評価機関未審査増改築変更手数料基礎額</u> 」という。)を当該申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更の認定の申請の総数で除して得た額 ア 1戸 37,000円 イ 2戸以上5戸以内 84,000円 ウ 6戸以上10戸以内 134,000円 エ 11戸以上30戸以内 256,000円 オ 31戸以上50戸以内 457,000円 カ 51戸以上100戸以内 783,000円 キ 101戸以上200戸以内 1,430,000円 ク 201戸以上300戸以内 2,020,000円 ケ 301戸以上 2,450,000円	(法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出がない場合)	計画認定に係る工事種別が増築または改築の場合	1戸につき 次に掲げる変更の認定の申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額(以下この表において「 <u>評価機関未確認増改築変更手数料基礎額</u> 」という。)を当該申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更の認定の申請の総数で除して得た額(法第8条第2項において準用する法第5条第4項または第5項の規定による変更の認定の申請にあつては、 <u>評価機関未確認増改築変更手数料基礎額</u>) ア 1戸 37,000円 イ 2戸以上5戸以内 84,000円 ウ 6戸以上10戸以内 134,000円 エ 11戸以上30戸以内 256,000円 オ 31戸以上50戸以内 457,000円 カ 51戸以上100戸以内 783,000円 キ 101戸以上200戸以内 1,430,000円 ク 201戸以上300戸以内 2,020,000円 ケ 301戸以上 2,450,000円	1,430,000円 ケ 301戸以上 1,740,000円
(法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出がない場合)	計画認定に係る工事種別が新築の場合	1戸につき 次に掲げる変更の認定の申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額(以下この表において「 <u>住宅性能評価済変更手数料基礎額</u> 」という。)を当該申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更の認定の申請の総数で除して得た額 ア 1戸 11,000円 イ 2戸以上5戸以内 33,000円 ウ 6戸以上10戸以内 52,000円 エ 11戸以上30戸以内 93,000円 オ 31戸以上50戸以内 160,000円 カ 51戸以上100戸以内 249,000円 キ 101戸以上200戸以内 444,000円 ク 201戸以上300戸以内 594,000円 ケ 301戸以上 706,000円	(法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出がない場合)	計画認定に係る工事種別が新築の場合	1戸につき 次に掲げる変更の認定の申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額(以下この表において「 <u>評価機関審査済新築変更手数料基礎額</u> 」という。)を当該申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更の認定の申請の総数で除して得た額 ア 1戸 10,000円 イ 2戸以上5戸以内 18,000円 ウ 6戸以上10戸以内 30,000円 エ 11戸以上30戸以内 48,000円 オ 31戸以上50戸以内 79,000円 カ 51戸以上100戸以内 125,000円 キ 101戸以上200戸以内 208,000円 ク 201戸以上300戸以内 261,000円	(2) 長期使用構造等確認を受けていないもの(法第2条第4項に規定する長期使用構造等確認を受けたもの)

	いものに限る。)または評価機関審査を受けたもの			ケ 301戸以上 289,000円
		計画認定に係る工事種別が増築または改築の場合	1戸につき	次に掲げる変更の認定の申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額(以下この表において「評価機関審査増改築変更手数料基礎額」という。)を当該申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更の認定の申請の総数で除して得た額 ア 1戸 15,000円 イ 2戸以上5戸以内 26,000円 ウ 6戸以上10戸以内 43,000円 エ 11戸以上30戸以内 67,000円 オ 31戸以上50戸以内 111,000円 カ 51戸以上100戸以内 176,000円 キ 101戸以上200戸以内 293,000円 ク 201戸以上300戸以内 367,000円 ケ 301戸以上 407,000円
4	計画変更認定(法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出がある場合に限り、住宅の建築に関する工事の着手予定時期もしくは完了予定時期または譲受人の決定の予定時期の変更の認定を申請する	(1) 住宅性能評価および評価機関審査を受けていないもの(長期使用構造等の変更があるものに限る。)	計画認定に係る工事種別が新築の場合	1戸につき 変更の認定の申請に係る住戸の属する1棟の住宅について函館市建築基準条例第60条の12第1項および第2項の規定により確認の申請1件につき納付すべき手数料として算定される額に相当する額(当該変更の認定の申請に係る計画に、同条第1項に規定する昇降機に係る部分が含まれている場合にあっては、当該昇降機1基につき同項の規定により算定される加算額に相当する額を加算した額)(以下この表において「確認申請変更手数料相当額」という。)と評価機関未審査新築変更手数料基礎額とを合算した額を当該申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更の認定の申請の総数で除して得た額
			計画認定に係る工事種別が	1戸につき 変更の認定の申請に係る住戸の属する1棟の住宅について確認申請変更手数料相当額と評価機関未審査増改築変更手数料基礎額とを合算した額を当該申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更の認

				の申請にあっては、申請1件)につき キ 101戸以上200戸以内 208,000円 ク 201戸以上300戸以内 261,000円 ケ 301戸以上 289,000円
		計画認定に係る工事種別が増築または改築の場合	1戸(法第8条第2項において準用する法第5条第4項または第5項の規定による変更の認定の申請にあっては、申請1件)につき	次に掲げる変更の認定の申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額(以下この表において「評価機関確認増改築変更手数料基礎額」という。)を当該申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更の認定の申請の総数で除して得た額(法第8条第2項において準用する法第5条第4項または第5項の規定による変更の認定の申請にあっては、評価機関確認増改築変更手数料基礎額) ア 1戸 15,000円 イ 2戸以上5戸以内 26,000円 ウ 6戸以上10戸以内 43,000円 エ 11戸以上30戸以内 67,000円 オ 31戸以上50戸以内 111,000円 カ 51戸以上100戸以内 176,000円 キ 101戸以上200戸以内 293,000円 ク 201戸以上300戸以内 367,000円 ケ 301戸以上 407,000円
4	計画変更認定(法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出がある場合に限り、住宅の建築に関する工事の着手予定時期もしくは完了予定時期、譲受人の決定の予定時期または区分所有住宅の管理者等	(1) 長期使用構造等確認を受けていないもの(法第2条第4項に規定する長期使用構造等の変更があるものに限る。)	計画認定に係る工事種別が新築の場合	1戸(法第8条第2項において準用する法第5条第4項の規定による変更の認定の申請にあっては、申請1件)につき 変更の認定の申請に係る住戸の属する1棟の住宅について函館市建築基準条例第60条の12第1項および第2項の規定により確認の申請1件につき納付すべき手数料として算定される額に相当する額(当該変更の認定の申請に係る計画に、同条第1項に規定する昇降機に係る部分が含まれている場合にあっては、当該昇降機1基につき同項の規定により算定される加算額に相当する額を加算した額)(以下この表において「確認申請変更手数料相当額」という。)と評価機関未確認新築変更手数料基礎額とを合算した額を当該申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更の認定の申請の総数で除して得た額(法第8条第2項において準用する法第5条第4項の規定による変更の認定の申請にあっては、当該合算した額)
			計画認定に係る工事種別が	1戸(法第8条第2項)にお 変更の認定の申請に係る住戸の属する1棟の住宅について確認申請変更手数料相当額と評価機関未確認増改築変更手数料基礎額とを合算した額を当該申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更の認

場合および法第9条第1項の規定による場合を除く。)	増築または改築の場合		定の申請の総数で除して得た額
(2) 住宅性能評価を受けたもので評価機関審査を受けていないもの(長期使用構造等の変更があるものに限る。)	計画認定に係る工事種別が新築の場合	1戸につき	変更の認定の申請に係る住戸の属する1棟の住宅について確認申請変更手数料相当額と住宅性能評価済変更手数料基礎額とを合算した額を当該申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更の認定の申請の総数で除して得た額
(3) 住宅性能評価および評価機関審査を受けていないもの(長期使用構造等の変更がないものに限る。)、住宅性能評価を受けたもので評価機関審査を受けていないもの(長期使用構造等の変更がないものに限る。)	計画認定に係る工事種別が新築の場合	1戸につき	変更の認定の申請に係る住戸の属する1棟の住宅について確認申請変更手数料相当額と評価機関審査済新築変更手数料基礎額とを合算した額を当該申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更の認定の申請の総数で除して得た額
	計画認定に係る工事種別が増築または改築の場合	1戸につき	変更の認定の申請に係る住戸の属する1棟の住宅について確認申請変更手数料相当額と評価機関審査済増改築変更手数料基礎額とを合算した額を当該申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更の認定の申請の総数で除して得た額

の選任の予定時期の変更の認定を申請する場合および法第9条第1項または第3項の規定による場合を除く。)	増築または改築の場合	いて準用する法第5条第4項または第5項の規定による変更の認定の申請にあつては、申請1件)につき	定の申請の総数で除して得た額(法第8条第2項において準用する法第5条第4項または第5項の規定による変更の認定の申請にあつては、当該合算した額)
(削る)			
(2) 長期使用構造等確認を受けていないもの(法第2条第4項に規定する長期使用構造等の変更がないものに限る。)	計画認定に係る工事種別が新築の場合	1戸(法第8条第2項において準用する法第5条第4項の規定による変更の認定の申請にあつては、申請1件)につき	変更の認定の申請に係る住戸の属する1棟の住宅について確認申請変更手数料相当額と評価機関確認済新築変更手数料基礎額とを合算した額を当該申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更の認定の申請の総数で除して得た額(法第8条第2項において準用する法第5条第4項の規定による変更の認定の申請にあつては、当該合算した額)
	計画認定に係る工事種別が増築または改築の場合	1戸(法第8条第2項において準用する法第5条第4項の規定による変更の認定の申請にあつては、申請1件)につき	変更の認定の申請に係る住戸の属する1棟の住宅について確認申請変更手数料相当額と評価機関確認済増改築変更手数料基礎額とを合算した額を当該申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更の認定の申請の総数で除して得た額(法第8条第2項において準用する法第5条第4項または第5項の規定による変更の認定の申請にあつては、当該合算した額)

						第4項または第5項の規定による変更の認定の申請にあっては、申請1件)につき	
5 計画変更認定(住宅の建築に関する工事の着手予定時期もしくは完了予定時期または譲受人の決定の予定時期のみの変更の認定を申請する場合に限る。)	1戸につき		1,000円	5 計画変更認定(住宅の建築に関する工事の着手予定時期もしくは完了予定時期、譲受人の決定の予定時期または区分所有住宅の管理者等の選任の予定時期のみの変更の認定を申請する場合に限る。)	1戸(法第8条第2項において準用する法第5条第4項または第5項の規定による変更の認定の申請にあっては、申請1件)につき		1,000円
6 法第9条第1項の規定に基づく譲受人を決定した場合における計画変更認定	1戸につき		1,600円	6 法第9条第1項の規定に基づく譲受人を決定した場合または同条第3項の規定に基づく区分所有住宅の管理者等が選任された場合における計画変更認定	1戸(法第9条第3項の規定による法第8条第1項の変更の認定の申請にあっては、申請1件)につき		1,600円

<p>7 法第10条の規定に基づく 長期優良住宅建築等計画の 認定を受けた地位の承継の 承認</p>	<p>1戸 につ き</p>	<p>1,600円</p>	<p>7 法第10条の規定に基づく 長期優良住宅建築等計画の 認定を受けた地位の承継の 承認</p>	<p>1戸 (法 第5 条第 4項 の規 定に よる 認定 の申 請に 基づ き法 第6 条第 1項 の認 定を 受け た地 位ま たは 法第 8条 第2 項に おい て準 用す る法 第5 条第 4項 の規 定に よる 変更 の認 定の 申請 に基 づく 法第 8条 第1 項の 変更 の認 定を 受け た地 位の 承継 の承 認の 申請 にあ つて は、 申請 1 件) につ き</p>	<p>1,600円</p>
<p>(新設)</p>			<p>8 法第18条第1項の規定に 基づく住宅の容積率に関す る特例の許可</p>	<p>申請 1件 につ き</p>	<p>160,000円</p>
<p>備考 この表の1の項から4の項までの規定により手数料として算定される 額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、1,000円とする。</p>			<p>備考 この表の1の項から4の項までの規定により手数料として算定される 額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、1,000円とする。</p>		

4 専決処分の報告について（損害賠償の額について）

(1) 専決処分の内容

令和3年9月8日函館市松川町30番先路上で発生した交通事故による損害賠償の額を令和4年1月20日地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決したので報告する。

(2) 損害賠償の額

428,028円

(3) 損害賠償の相手方

函館市に在住する40歳代の女性

(4) 専決処分の報告

地方自治法第180条第2項の規定により、令和4年第1回市議会定例会に専決処分した旨の報告をする。

5 令和4（2022）年度一般財団法人函館市住宅都市施設 公社事業計画の報告について

(1) 事業概要

令和4（2022）年度は、事業計画に基づき実施事業等として「公益目的事業」、その他事業として「指定管理事業」、「受託事業」および「収益事業」を実施する。

公益目的事業は、住宅や緑化に関する調査および啓発・相談事業を実施する。

その他事業は、公営住宅等の管理に関する事業に係る指定管理事業および受託事業として、市営住宅等管理業務、シルバーハウジング生活援助員派遣業務、道営住宅等管理業務、北海道公営住宅家賃等徴収事務業務、北海道住宅供給公社資産管理補完等業務、UR賃貸住宅団地等総合管理業務を実施する。

公共及び民間建築物に関する事業に係る受託事業および収益事業として、公共建築物等維持補修業務、介護保険住宅改修費支給に係る業務、建築確認検査事業を実施する。

公園及び街路樹等の維持管理に関する事業に係る指定管理事業、受託事業として、都市公園管理業務、戸井ウォーターパーク管理業務、道立公園管理業務、その他公園管理業務、公園環境美化推進事業業務、はこだてMOMI-Gフェスタ開催業務、東山墓園墓地管理等業務、緑地等管理業務、街路樹および植樹樹等維持管理業務、市有共同墓地管理業務、売店事業および自動販売機設置事業を実施する。

(2) 予算の状況

(単位：千円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減
一般正味財産増減の部			
当期経常増減額	29,979	6,177	23,802
当期一般正味財産増減額	3,581	△6,090	9,671
一般正味財産期首残高	264,915	244,289	20,626
一般正味財産期末残高 (A)	268,496	238,199	30,297
指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	△130	0	△130
指定正味財産期首残高	3,222	3,837	△615
指定正味財産期末残高 (B)	3,092	3,837	△745
正味財産期末残高 (C)=(A)+(B)	271,588	242,036	29,552